

墨堤の桜再生計画策定支援業務委託（その１）プロポーザル実施要領

1 目的

墨堤の桜は、江戸時代から続く花見の名所として区民や来街者に親しまれてきた、本区の歴史・文化を象徴する貴重な財産である。

現在の桜は、そのほとんどが首都高速道路建設工事の復旧時に植えられたソメイヨシノであるが、植栽から30年余り経って一部の桜が弱ってきたことから、区では平成14年度に「墨堤の桜の保全創出事業」に着手し、間伐や土壌改良による桜の保全、多種多様な桜の新植やライトアップによる桜の創出に取り組んできた。

その後、ボランティア団体との協働により桜の保全活動を継続してきたが、近年、樹齢が約65年を超えて老齢化が進み、樹勢の衰退や病虫害（ナラタケモドキやクビアカツヤカミキリ等）の被害が深刻化しており、墨堤の桜の景観の維持が大きな課題となっている。

本業務は、令和6年度に策定した「隅田公園再整備構想」に基づき、地域住民やボランティア団体、学識経験者等と十分に連携、調整しながら、令和9年度の「墨堤の桜再生計画」の策定に向け、計画的な植替えによる更新や生育環境の改善による延命など、墨堤の桜が抱える課題解決に効果的な桜の再生手法を検討するものである。

さらに、墨堤の桜が持つ歴史的価値と風景を次世代へと継承することを目指し、ボランティア団体による保全活動の活性化や民間活力の活用による維持管理スキームの構築、墨堤さくらまつり等の既存資源を活用した魅力のブラッシュアップなど、墨堤の桜を核とした地域の活性化に資する施策を多角的に検討することとする。

本要領は、豊富な経験や専門的な知見を有する受託者から、桜の計画的な更新、維持管理手法等、歴史的価値や風景が継承できる桜の再生手法について、最適で実効性の高い提案を求めため、墨堤の桜再生計画策定支援業務（その１）の受託者をプロポーザル方式により選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 件名 墨堤の桜再生計画策定支援業務委託（その１）
- (2) 概要 別紙「仕様書」のとおり

3 提案限度価格

6,500,000円（税込）

4 応募資格

本プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 対象業務における区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 墨田区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（平成18年9月20日18墨総契第387号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 墨田区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年5月16日23墨総契第135号）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。

- (6) 国又は地方自治体において、過去10年間に同種・類似業務(都市公園や河川敷等の桜に係る計画)の受託実績を有すること。

5 スケジュール(予定)

項番	項目	日程(提出期限)
1	公募期間	令和8年4月27日(月)から 令和8年5月20日(水)まで
2	実施要領、仕様書等の配布	同上
3	質問書の提出期限	令和8年5月12日(火)
4	質問に対する回答	令和8年5月15日(金)(予定)
5	参加申込書等の提出期限	令和8年5月20日(水)
6	審査の実施 (プレゼンテーション&ヒアリング)	令和8年5月29日(金)(予定)
7	審査結果通知の発送	令和8年6月2日(火)(予定)
8	契約締結	令和8年7月上旬

6 実施要領及び必要書類の掲載

(1) 配布日

令和8年4月27日(月)から令和8年5月20日(水)まで

(2) 配布方法

墨田区ホームページからのダウンロードによる。

URL : <http://www.city.sumida.lg.jp/>

7 質問受付及び回答

本要領等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期限 令和8年5月12日(火)午後5時【必着】

受付期間を過ぎた質問並びに電話、FAX及び訪問による質問は受け付けない。

(2) 受付方法 別紙「質問書」(様式7)により電子メールで提出すること。

メールアドレス : TOSHISEIBIKA@city.sumida.lg.jp

メールの件名は【社名】墨堤の桜プロポーザルに係る質問書の送付」とすること。

(3) 回答方法 令和8年5月20日(水)(予定)に、質問者名を伏せた上で、区ホームページ上で回答する。

競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れのある質問に対しては回答しない。

8 応募書類の提出

(1) 提出期限 令和8年5月20日(水)午後5時【必着】

(2) 提出先 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区都市整備部都市整備課(墨田区役所庁舎9階)

電話番号 : 03-5608-6581

(3) 提出方法 持参又は郵送によること。

持参の場合は平日午前8時30分から午後5時までに提出すること。

郵送に関する事故については、区は一切責任を負わないものとする。

(4) 提出書類等

ア 提出書類

名称		様式
(ア)	プロポーザル参加申込書	様式 1
(イ)	反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書	様式 2
(ウ)	法人概要及び業務実績 実績が確認できる書類を添付すること。	様式 3
(エ)	企画提案書 専門知識を有しない者であっても容易に理解できる内容とし、別紙「仕様書」の業務内容を理解した上で、「10 審査項目及び審査基準」を参考に次の ~ が反映された企画提案書とすること。 基礎調査方法 再生手法の方向性 維持管理手法の方向性 その他の独自提案 業務実施工程（委託期間内における詳細工程がわかるもの。）	自由様式
(オ)	業務実施体制	様式 4
(カ)	配置予定主任技術者調書	様式 5
(キ)	見積書	自由様式
(ク)	審査項目対照表	様式 6
(ケ)	その他（会社案内、パンフレット等）	任意

イ 提出部数

正本 1 部、副本 7 部及び電子データ（CD - R）2 部

ウ 提出に当たっての注意事項

(ア) 用紙サイズは A4 判とすること。

(イ) 企画提案書は A4 判用紙長編綴じで 5 枚以内（片面印刷、両面印刷どちらも可）にまとめること。

(ウ) 副本は、会社名及び会社を特定する事項を全てマスキング処理すること。

(エ) 電子データ（PDF データ）においても会社名等を明記したもの（正本）と伏せたもの（副本）それぞれ提出すること。

(オ) 資料は 1 部ずつファイルに綴じ、様式毎にインデックスを貼り付けること。

9 選定方法

本区職員で構成する選定委員会による書類及びプレゼンテーション審査にて、受託候補者を選定する。

なお、審査経過については、一切公表しない。

また、参加事業者が 1 者のみの場合においても同様の審査を行い、妥当であると判断された場合は受託候補者として決定する。

(1) 実施時期 令和 8 年 5 月 29 日（金）（予定）

実施日時、会場、必要な持ち物等の詳細は、別途連絡する。

(2) 審査方法

企画提案内容に関するプレゼンテーション（15 分以内）及び選定委員会によるヒアリング（10 分程度）による審査を実施する。

また、当日のプレゼンテーションは、本業務配置予定の技術者（主任技術者又は担当技術者）が行うこととする。

10 審査項目及び審査基準

審査項目		審査基準
企画提案書	本業務の理解度	・ 墨堤の桜の歴史や特性、本業務の目的及び内容を理解した上で、適切な提案になっているか。
	基礎調査方法に関する提案	・ 近年における全国的な動向や多自治体の類似計画等を踏まえた上で、墨堤の桜の特性を考慮した調査手法や調査項目についての提案がされているか。 ・ 地域ボランティア団体による保全調査等と連携した調査方法の提案がされているか。
	再生手法の方向性に関する提案	・ 墨堤の桜の特性、墨堤のさくらまつりや隅田川花火大会といった利活用状況、墨堤の桜の景観維持等を総合的に考慮した上で、先進的な提案がされているか。 ・ 植替えによる更新や保全活動による延命等の再生手法について、基礎調査結果等を踏まえた、地域住民や公園利用者等の第三者が理解しやすいプロセスや判断基準が提案されているか。
	維持管理手法の方向性に関する提案	・ 墨堤の桜の特性や費用対効果、地域ボランティア団体との協働等を考慮した上で、維持管理手法の提案がされているか。 ・ 民間企業のノウハウを最大限に活用する管理運営体制や共創型資金調達（クラウドファンディング、ネーミングライツ、ふるさと納税等）等の活用提案がされているか。
	その他の独自提案	・ 独自性、優位性があり区にとって有益な提案がされており、実現が期待できるか。 ・ 区の課題やニーズを配慮した提案になっているか。
	本業務に対する意欲	・ 業務に取り組む熱意や強い姿勢は感じられるか。
見積書		・ 本業務に係る経費見積りは、経費内訳や積算根拠が明確であるか。 ・ 十分な費用対効果が得られるか。
事業者 (業務遂行力)	業務実施体制	・ 会社概要及び業務の実施体制から勘案して、業務を確実に遂行できるか。 ・ 業務を円滑に履行することができる人員を配置しているか。
	業務実施工程	・ 具体的かつ現実的で、業務を確実に履行できる工程が組まれているか。
	業務実績	・ 本事業を効果的に遂行し得る業務実績を有しているか。

11 事業者の選定

- (1) 通知日 令和8年6月2日(火)(予定)
- (2) 通知方法 担当者へのメールによる。

12 契約手続

(1) 契約の締結

選定された事業者は、本業務の受託候補者として、企画提案書に基づき、本区と詳細な内容について協議を行った上で、墨田区契約事務規則(昭和39年墨田区規則第11号)の規定に基づき、予算の範囲内において契約を締結する。

(2) 次順位者の繰上げ

受託候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、総合点の合計が次順位以下となった提案者のうち、点数が上位であった者から順に契約締結の交渉を行うこととする。

13 その他

- (1) 提出書類等の作成及びプロポーザルの参加に関する費用の全ては、提案者の負担とする。
- (2) 提出期限を過ぎてからの書類の差替え及び修正は認めない。
- (3) 区が必要と認めたときには、追加資料の提出を求めることがある。
- (4) 提出された書類等は、本委託業務の選定以外には無断で使用しない。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 本件に係る情報公開請求があったときは、墨田区情報公開条例(平成13年3月29日条例第3号)に基づき、非公開情報を除き提出書類を開示する。
- (7) 提案者が次の事項に該当したときは、失格とする。
 - ア 実施要領に定める手続を遵守しないとき。
 - イ 応募書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為をしたとき。
- (8) 審査結果に係る異議申し立ては、一切受け付けない。

14 問合せ先

墨田区都市整備部都市整備課

担当：飯島、横山

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号(墨田区役所庁舎9階)

電話番号：03-5608-6581 FAX：03-5608-6409

メールアドレス：TOSHISEIBIKA@city.sumida.lg.jp